

北九州港に関するお問合せ事項

表示番号	受付日	項目	内容詳細	回答	回答者								
1	2023/1/30	④その他	<p>公募占用指針における下記のパ38の文言により、港湾が利用可能である旨を公募図書上で示すために港湾利用に関する同意書が必要と理解しております。港湾利用のスケジュール通知を行う相手先、及び、上記同意書に署名を頂く相手先は以下の整理で合っていますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下リンクにおける「国が整備する基地港湾」：九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市） ・以下リンクにおける「①港湾管理者が整備する基地港湾」：九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市） ・以下リンクにおける「②港湾管理者が確保した用地」：港湾管理者（北九州市） <p>同意書についてはスケジュールと用途を明記していれば任意のフォーマットで問題ないでしょうか？ なお、同意書について対応不可であり、公募上も不要である場合にはそのようにご回答願います。</p> <p>リンク：https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001006844.pdf</p> <p>参考：公募占用指針P38</p> <p>（別添3）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」における埠頭を活用する場合は、活用する港湾に応じて、下表に記載の行政機関に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認した結果を記載すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活用する港湾</th> <th>通知・確認を行う相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>能代港又は秋田港</td> <td>東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）</td> </tr> <tr> <td>新潟港</td> <td>北陸地方整備局及び港湾管理者（新潟県）</td> </tr> <tr> <td>北九州港</td> <td>九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）</td> </tr> </tbody> </table>	活用する港湾	通知・確認を行う相手方	能代港又は秋田港	東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）	新潟港	北陸地方整備局及び港湾管理者（新潟県）	北九州港	九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）	<p>希望する利用スケジュール等の通知については、以下の宛先へ通知するようお願いいたします。</p> <p>国が整備する基地港湾：九州地方整備局 ①港湾管理者が整備する基地港湾：港湾管理者（北九州市） ②港湾管理者が確保した用地：港湾管理者（北九州市）</p> <p>公募占用指針（別添3）に「促進区域と一体的に利用できる港湾」として記載している北九州港の埠頭（響灘東地区）を利用する場合は、公募占用指針に記載のとおり、当該埠頭が利用可能であることを九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）へ確認した結果を記載してください。公募占用計画における九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）からの回答文書の添付は任意ですが、確認結果に関する記載内容に疑義がある場合等においては、公募占用計画の審査・評価時に当該回答文書の提出が求められる可能性がございます。なお、「促進区域と一体的に利用できる港湾」を撤去工事においても活用する場合は、設置工事と同様に利用スケジュール等の通知が必要です。</p>	九州地方整備局 北九州市
活用する港湾	通知・確認を行う相手方												
能代港又は秋田港	東北地方整備局及び港湾管理者（秋田県）												
新潟港	北陸地方整備局及び港湾管理者（新潟県）												
北九州港	九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）												
2	2023/1/30	③利用開始可能時期	<p>2023年2月末に北九州市・九州地整へ通知する基地港利用のスケジュールと、洋上風力の公募入札図書上で提示する基地港利用のスケジュールが月単位で一致していない場合、公募評価において、港湾関係者の同意を得ていないと見なされるのでしょうか。 後者が前者の期間の中におさまっていれば、問題ないと見なされるのでしょうか。</p>	<p>公募占用計画の審査・評価上の取扱いについては、経済産業省及び国土交通省の担当部局にご確認ください。</p>	九州地方整備局								
3	2023/1/30	③利用開始可能時期	<p>検討の結果、2月末時点の通知スケジュールから変更が発生した場合、2月末から6月末の公募入札メ切までの間に変更スケジュールを再度通知することは良いのでしょうか。</p>	<p>希望する利用スケジュール等の通知を再度行っていただくことは可能です。 ただし、通知後の検討により利用スケジュールが変更となって再度通知する場合、九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）が変更通知を受領後、回答までに1週間から10日程度を要しますので、期間に余裕をもって利用スケジュールを再度通知していただくようお願いいたします。</p>	九州地方整備局 北九州市								
4	2023/1/30	③利用開始可能時期	<p>プロジェクトの遅延等により、2023年2月末に北九州市・九州地整へ通知する基地港利用のスケジュールから実工事のスケジュールを変更せざるを得なくなった場合、どのような対応となりますでしょうか。またそのようなスケジュール変動を見越し、2023年2月末時点では一定程度バッファ期間を設けてスケジュールを提示し、実際の利用期間が通知スケジュールの範囲内で短期化することは許されるのでしょうか。左記の通り利用期間を短期化した場合でも2023年2月に提示したスケジュールの前提で利用料をお支払いする必要があるのでしょうか。</p>	<p>公募占用指針P67に記載のとおり、港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないことになっています。ただし、やむを得ず変更の必要性が生じた事由や変更内容等を踏まえ、個別事案ごとに判断することとなりますので、その際には経済産業省及び国土交通省の担当部局にお問い合わせください。</p> <p>希望する利用スケジュール等の通知につきましては、事業者のご判断により、実際の利用期間よりも余裕を見ていただいても構いません。事業者として選定された後、九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）と取り交わす3者契約書「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」の独占排他的使用期間（第7条）は公募占用計画に準じたものになります。</p> <p>利用料（貸付料）については、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第9条で定めるとおりです。</p>	九州地方整備局 北九州市								
5	2023/1/30	③利用開始可能時期	<p>2023年2月末に北九州市・九州地整へ通知する基地港利用のスケジュールにおいて、複数案提示し、公募入札段階ではそのうちの一つを選択して記載する、という方法でも良いのでしょうか。</p>	<p>希望する利用スケジュール等の通知につきましては、複数案を提出いただいても構いません。ただし、それぞれの案につきまして、前提条件を明確に記載いただくようお願いいたします。</p>	九州地方整備局 北九州市								
6	2023/1/30	②利用可能エリア、周辺情報	<p>公募占用指針p117（別添3）促進区域と一体的に利用できる港湾（留意事項） 「港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる上記の埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地がある。詳細については、港湾管理者に確認すること。」に関連し、「洋上風力発電設備取扱ヤード計画値平面図（北九州市HPに掲載）」中に記載の①港湾管理者が整備する基地港湾（4.6ha）及び②港湾管理者が確保した用地（6.1ha）の利用できる期間についてご教示ください。</p>	<p>①港湾管理者が整備する基地港湾（4.6ha）については、公募占用指針P117に記載のとおり、国が整備する基地港湾（1.8ha）とともに、原則、九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）との3者間において、国土交通省HPに掲載の賃貸借契約書のフォーマットに基づいた賃貸借契約を締結することになります。（最長30年間）</p> <p>②港湾管理者が確保した用地（6.1ha）は、①の賃貸借契約期間のうち、設置工事及び撤去工事に係る期間内で利用することができます。ただし、1回の利用期間は1年以内とし、年度ごとの更新となります。</p>	北九州市								
7	2023/1/30	④その他	<p>北九州港の利用について、九州地方整備局港湾空港部HP<https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/yojoene/index.html>及び北九州市HP<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kou-ku/30300038.html>に、希望するスケジュール等の通知期限は令和5年2月28日迄とございますが、通知期限以降のスケジュール変更等に対するご対応についてご教示ください。</p>	<p>【お問合せ事項No.3の再掲】 希望する利用スケジュール等の通知を再度行っていただくことは可能です。 ただし、通知後の検討により利用スケジュールが変更となって再度通知する場合、九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）が変更通知を受領後、回答までに1週間から10日程度を要しますので、期間に余裕をもって利用スケジュールを再度通知していただくようお願いいたします。</p>	九州地方整備局 北九州市								
8	2023/1/30	①岸壁利用条件（延長、水深、耐荷重）	<p>九州地整殿提供の洋上風力発電設備取扱ヤード計画地平面図について、岸壁前面の航路・泊地が-9mとなっています。利用可能期間（2026年6月～2034年3月）においてこの前面の水深は-9mということでしょうか。それとも-13m（港湾計画図）への変更があるのでしょうか。</p>	<p>本公募においては、公募占用指針において示された埠頭の諸元、九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）から示された構造図面等を前提に公募占用計画を作成・提出いただきますようお願いいたします。</p>	九州地方整備局								

9	2023/1/30	①岸壁利用条件 (延長、水深、耐荷重)	九州地整殿提供の計画平面図について、岸壁前面の捨石置換範囲を延長いただけないでしょうか。岸壁延長180m区間のどの位置においても、ジャッキアップ作業ができるようにしていただきたい。また、改良幅が46.6mとありますが、この範囲内であればジャッキアップ可能という理解でよろしいでしょうか。ジャッキアップ可能エリアの幅は約50m必要とされます。	捨石置換の範囲に関するお問い合わせについては、【お問合せ事項No.8】のとおりです。捨石置換の改良幅は岸壁を変位させないことを目的として、秋田港の事例を参考に岸壁の安定が確保できる範囲内で所要の対策を行っています。仮に、事業者側で追加対策が必要と判断し実施する場合には、九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）の承諾を得ることができれば追加対策は可能であり、原形復旧費用を含めて追加対策費用は事業者側が負担すべきと考えています。なお、追加対策部分は「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第24条及び第34条の規定のとおり、原形復旧を基本としますが、後続の事業者にも有益かつ支障とならず、且つ、九州地方整備局及び港湾管理者（北九州市）や海上保安部等の関係機関が存置を認めた場合、この限りではありません。	九州地方整備局 北九州市
10	2023/1/30	①岸壁利用条件 (延長、水深、耐荷重)	九州地整殿提供の計画平面図について、タワー積込みヤード及びクレーン作業ヤード①の内、岸壁際の2.5mの耐荷重を提示いただけないでしょうか。	岸壁法線から2.5m（北九州港響灘東地区平面図・断面図のとおり）の耐荷重は20kN/m2です。	九州地方整備局
11	2023/1/30	①岸壁利用条件 (延長、水深、耐荷重)	北九州市殿提供資料の②港湾管理者が確保した用地(耐荷重50kN /m2)について、この区間(150m)を岸壁として利用することは可能でしょうか。また岸壁として利用可能な場合、係留設備の規格や配置間隔を提示いただけないでしょうか。	当該区画を岸壁として利用することはできません。なお、近隣の公共岸壁を調整のうえ利用することは可能です。	北九州市
12	2023/1/30	②利用可能エリア、周辺情報	北九州市殿提供資料の②洋上風力発電設備取扱ヤード計画地平面図について、この他に利用できるエリアの候補はあるでしょうか。またそのエリアの候補がある場合、地耐力や出入口の位置、外周フェンスの有無などを提示いただけないでしょうか。	現段階では、港湾管理者が発電設備の設置工事等のために利用できる用地として確保したものは、他にありません。	北九州市
13	2023/1/30	①岸壁利用条件 (延長、水深、耐荷重)	北九州市殿提供資料の②港湾管理者が確保した用地(耐荷重50kN /m2)や①港湾管理者が整備する基地港湾（部材保管ヤード：耐荷重50kN/m2）について、地耐力を増加（耐荷重：100kN/m2）していただけないでしょうか。	平面図で示した諸元で整備しています。仮に、事業者側で追加対策が必要と判断し実施する場合には、港湾管理者（北九州市）の承諾を得ることができれば追加対策は可能です。なお、原形復旧費用を含め追加対策に必要な費用は、事業者側が負担すべきと考えています。ただし、事業者側による追加整備部分は原形復旧を基本としますが、後続の事業者にも有益かつ支障とならず、且つ、港湾管理者（北九州市）が存置を認めた場合は、この限りではありません。	北九州市